

仕 様 書

1 概要

- (1) 件 名 「週刊あじさい」番組制作・放送等業務委託
- (2) 履行期間 契約日～令和8年3月31日
- (3) 履行場所 指定場所

2 目的

市政に関する情報や暮らしに役立つ情報、イベント情報などをお知らせするため、テレビで放送する番組の制作・放送を行う。市では週刊あじさいを制作し放送してきたが、これまで以上に市民に選ばれて視聴され、より広報効果を高めるため、毎週見たくなるような工夫を施し、より多くの市民に広報することを目的とする。

3 制作番組の概要

- (1) 番組名 「週刊あじさい」
- (2) 放送時間等 本契約に加え、発注者が別途契約した放送事業者（以下「放送事業者」という。）が放送する。
- (3) 制作内容 1つのテーマに沿ってイベントやお知らせを紹介すること。番組は4分間とする。

(参考) 過去の制作物

企画番組	
	<p>台本に基づき、各回のテーマに沿って、カメラ取材等を行い、進行役が出演者などと一緒に情報を伝える番組。過去の企画番組はホームページで確認できます。</p> <p>https://www.youtube.com/user/shuukanajisai</p>

4 業務内容

(1) 制作業務

- ア 制作回数は計16回とする（1月に放送する新春特番1回を含む。）。放送スケジュールは、別紙1のとおり。
- イ 番組構成の本編部分を制作すること。発注者が提供するオープニングとエンディングのVTRとあわせて編集し、正味4分間に編集すること。
- ウ 発注者が指定する所属と協議の上、演出を含む台本作成から収録、編集、校正、放送事業者への搬入まですべて行うこと。
- エ スケジュールは別紙2を原則とし、各回の制作開始前に協議を行い決定すること。また、制作業務の主な流れは、別紙3のとおりとすること。
- オ 取材撮影は、長崎市内（離島含む。）の発注者が指定する場所で行うこと。必要に応じて、別途、インサート映像などの資料収集を行うこと。
- カ 手話撮影を行い、映像を挿入すること。撮影場所は受注者で手配すること。
- キ 台詞に合わせて文字テロップを挿入するなど、誰にでも伝わる番組とすること。

ク 機材や備品など番組制作に必要なものは、すべて受注者が準備すること。また、本業務に要する経費（人件費、交通費、手話通訳の費用、諸経費など）はすべて契約額に含むこと。

ケ 新春特番は、発注者が作成した台本に基づき制作すること。構成や取材撮影方法など、詳細は別途打ち合わせの上、取材撮影前にロケ地での事前打ち合わせを行うこと。また、撮影に必要な装飾品等の手配は発注者と協議の上、受注者が行うこと。

（２）放送

ア （１）で制作した番組を毎週１回以上、長崎県内のローカル局で放送すること。

イ 履行期間中は同じ放送枠で放送すること。ただし、発注者又は受注者に支障がある場合は、両者協議の上で変更すること。

ウ １月初回の放送は、「長崎市長新春対談番組」とし、１月１日から３日までのいずれかの日に放送する。放送日時は別途協議の上、決定する。

（３）テープ搬入

ア 制作物は、発注者が指定する期日までに指定する場所（市内の放送事業者）へXDCAMで搬入すること。搬入したXDCAMは次回の搬入の際に回収すること。ただし、必要に応じて、発注者及び放送事業者と意見聴取・調整などを踏まえ了承を得た上で、その他適切な方法で搬入を行うことを妨げない。搬入後、制作物に放送上の不具合などの問題が生じた場合などは、発注者や放送する事業者と調整を行い、指定の期日までに速やかに対応すること。

イ XDCAMは、放送事業者から貸し出されたものを使用すること。

ウ 受注者は、XDCAMなどの搬入後、速やかに制作物を発注者へ提出すること。データ形式及び提出方法については別途協議の上決定すること。

５ 納品等

（１）受注者は制作物をmp4形式で納品する。また、毎月７日まで（３月分は３月３１日まで）に、前月分の完了通知書を提出する。

（２）検査に合格したときは、別紙４支払い内訳書に記載の当該履行部分に係る契約代金（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の支払いを発注者に対して請求することができる。

６ その他

（１）受注者は、契約締結時に業務計画書として次の書類を監督職員に提出し、その承諾を得ること。

- ・ 作業手順書
- ・ 緊急対応連絡表

（２）本事業の実施に先立ち、直接的かつ恒常的な雇用関係にある業務責任者を選任し、次の事項について契約締結後に書面をもって監督職員に通知する。なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。また、受注者との雇用関係を証明する書類として健康保険被保険者証の写しを提出する場合には、健康保険被保険者証に記載の記号・番号等にマスキングを施すこと。

- ・ 氏名
- ・ 受注者との雇用関係を証明する書類

- (3) 本業務に付随して発生する制作物に関する著作権（著作権法 27 条及び 28 条に規定する権利を含む）は、全て発注者に帰属するものとする。なお、制作物はテレビで放送するほか、インターネットでの公開及び市関連施設・イベントなどで上映する場合がある。
- (4) 受注者は著作権、肖像権などの権利を侵害しないよう十分留意する。
- (5) 受注者は業務の遂行に当たって知りえた一切の事項を外部へ漏洩しないよう十分留意する。また、発注者の許可なく本件に関する資料を第三者に提供したり、本業務以外に使用したりしない。
- (6) 業務の主要な部分を第三者に委託することは不可とする。なお、再委託する場合は、あらかじめ下記の事項について記載した「第三者委託承諾願」を長崎市に提出し、承諾を得なければならない。
 - ア 再委託を行う相手方の商号又は名称及び住所
 - イ 再委託を行う業務の範囲
- (7) 本仕様や業務の遂行に疑義が生じた場合は、両者協議の上、決定する。